

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3235198号  
(U3235198)

(45) 発行日 令和3年12月2日(2021.12.2)

(24) 登録日 令和3年11月12日(2021.11.12)

(51) Int.Cl.		F 1			
AO 1 K 85/00	(2006.01)	AO 1 K 85/00		J	
AO 1 K 95/00	(2006.01)	AO 1 K 95/00		Z	

評価書の請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 実願2021-3663 (U2021-3663)  
 (22) 出願日 令和3年9月24日(2021.9.24)

(73) 実用新案権者 392002000  
 株式会社ハヤブサ  
 兵庫県三木市吉川町大畑341番地の23  
 (74) 代理人 100123021  
 弁理士 渥美 元幸  
 (72) 考案者 市橋 拓也  
 兵庫県三木市吉川町大畑341-23 株  
 式会社ハヤブサ内

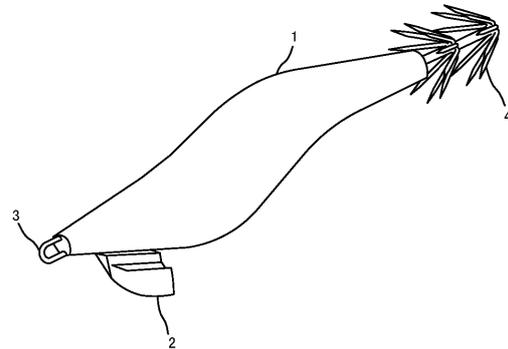
(54) 【考案の名称】 擬似餌

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】糸切れ等で水中に残留することになっても環境負荷の少ない擬似餌を提供する。

【解決手段】釣り用の擬似餌であるエギは、生分解性樹脂で形成されるエギ本体1と、鉛以外の金属で形成される錘部2と、道糸などと接続するための接続部3と、釣り針部分となるフック4とを備えており、錘部が、エギ本体に一体的に取り付けられており、エギ本体の下部からは錘部の一部が露出するように構成されている。

【選択図】 図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

生分解性樹脂で形成される本体部と、鉛以外の金属で形成される錘部とを備え、前記本体部に前記錘部が一体的に取り付けられていることを特徴とする擬似餌。

**【請求項 2】**

前記本体部から前記錘部の一部が露出していることを特徴とする請求項 1 記載の擬似餌。

**【請求項 3】**

前記錘部は、前記本体部に内包され、前記本体部の内部において遊動可能になっていることを特徴とする請求項 1 記載の擬似餌。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は、釣り用の擬似餌に関する。

**【背景技術】****【0002】**

釣り用の擬似餌（ルアー）は、様々な観点（形状や用途、動き等）で分類される。例えば、水中深くまで沈ませるルアーをシンキングルアー、水中の中間付近まで沈ませるルアーをサスペンドルアー、水面付近に浮上させるルアーをフローティングルアーと呼ぶことがあり、それぞれにおいて釣果を向上させる等の目的で種々の提案がなされている。一例をあげれば、特許文献 1 では、ルアー本体に浮力を持たせ、そのルアー本体から錘を突出させることにより、ルアーが傾いた状態からの復元力が増し、大きな振幅でかつ激しく、かつ安定した振動運動を実現する技術が開示されている。

**【0003】**

シンキングルアーやサスペンドルアーのようにルアーを沈ませて対象魚の近くに導くためには、ルアー本体の一部に金属を含ませてルアーの自重により沈ませたり、ルアーに錘を付加することにより沈ませたりするなど、ルアーに一定の重量を付与する必要がある。フローティングルアーにおいても、沈ませるほどではなくても姿勢を安定させるための重量を付与する必要がある。ルアーに一定の重量を付与する際には、錘等を構成する金属として鉛が用いられることが多い。

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】実用新案登録第 3 1 3 8 6 4 3 号公報

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら、魚の引きや水中の障害物との接触等で糸切れが発生すると、ルアーは海底や川底などに残留してしまうことになり、鉛を含むルアーが海底や川底などに残留すると、鉛の毒性は有害であるため環境汚染を招いてしまうという問題がある。

**【0006】**

そこで、本考案は、このような問題に鑑みなされたものであり、糸切れ等で水中に残留することになっても環境負荷の少ない擬似餌を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0007】**

上記課題を解決するために、本考案に係る擬似餌は、生分解性樹脂で形成される本体部と、鉛以外の金属で形成される錘部とを備え、前記本体部と前記錘部とが一体成型されていることを特徴とする。

10

20

30

40

50

## 【0008】

これによれば、本体部が生分解性樹脂で形成され、錘部が鉛以外の金属で形成されているので、たとえ糸切れ等でルアーが水中に取り残されても、本体部は生分解により無害化され、錘部は有害性の低い金属製であるため、環境負荷の少ない擬似餌が実現可能となる。

## 【0009】

ここで、前記本体部から前記錘部の一部が露出しているとしてもよく、前記錘部は、前記本体部に内包され、前記本体部の内部において遊動可能になっているとしてもよい。

## 【考案の効果】

## 【0010】

10

以上のように、本考案に係る擬似餌によれば、生分解性樹脂で形成される本体と、鉛以外の金属で形成される錘部とで構成されているので、たとえ糸切れ等でルアーが水中に残留することになっても、本体部は生分解されて無害化され、錘部も有害性が低く環境汚染を招くおそれが少ないので、環境負荷の少ない擬似餌が実現可能となる。

## 【図面の簡単な説明】

## 【0011】

【図1】本考案の第1実施形態のエギを示す斜視図である。

【図2】エギの構成を分解して示す図である。

【図3】エギ本体の側面図である。

【図4】本考案の第2実施形態のプラグを示す斜視図である。

20

【図5】プラグの構成を分解して示す図である。

【図6】プラグ本体内部の一例を示す図である。

【図7】プラグ本体内部の別の一例を示す図である。

## 【考案を実施するための形態】

## 【0012】

以下、本考案の実施形態について図面を参照しながら説明する。

## 【0013】

まず、本考案に係る擬似餌の第1実施形態としてエギを例に挙げて説明する。

## 【0014】

図1は、本考案の第1実施形態のエギを示す斜視図である。

30

## 【0015】

本実施形態のエギは、釣り用の擬似餌の一種であり、生分解性樹脂で形成されるエギ本体1と、エギ本体1に一体的に取り付けられた錘部2と、接続部3と、フック4とを備えている。

## 【0016】

エギ本体1は、エギの本体部分を構成し、ポリエステル系樹脂などの生分解性樹脂（生分解性プラスチック）で形成されている。ここにいう生分解性樹脂は、微生物などによって分解し、最終的に水と二酸化炭素に完全に分解されるものをいう。土壌中のように大量に微生物（バクテリア等）が存在している環境下では生分解が進みやすいが、水中などでは微生物が少なく生分解が進みにくく、さらに、淡水よりも海水の方が生分解のペースが遅いといわれている。そのため、エギ本体1には、海水中における生分解性に優れている海洋生分解性プラスチックを用いるのが好ましい。

40

## 【0017】

また、エギ本体1は、集魚効果を高める等の観点から顔料で色付けされることがある。このとき、エギ本体1の色付けに用いる顔料として生分解性顔料を用いるのが好ましい。エギ本体1の色付けにおいても生分解性顔料を用いることにより、エギが水中に取り残された場合でも、生分解されるので環境汚染を抑止することができる。

## 【0018】

このエギ本体1には、錘部2が一体的に取り付けられ、エギ本体1の先端近くの下部から錘部2が露出するように構成されている。

50

## 【0019】

錘部2は、エギ本体1を水中に沈ませるための錘部で、金属で構成されており、エギ本体1に取り付けられている。錘部2で用いられる金属は、鉛以外の金属であり、具体的には鉄や亜鉛、タングステンなど、また、鉛を含まないこれらの合金である。これらの金属は鉛に比して環境負荷が著しく少ない。このような金属で錘部2を構成することにより、エギが糸切れ等で水中に残留することになっても環境への負荷を少なくすることができる。

## 【0020】

エギ本体1の先端には、道糸などと接続するための接続部3も形成されている。なお、ここに示す接続部3は、エギ本体1の先端から突出した構成で示しているが、接続部3の形態はこれに限られず、例えば、エギ本体1の先端近くに貫通孔を形成したものであってもよい。

10

## 【0021】

また、エギ本体1の後端には、釣り針部分となるフック4が取り付けられている。

## 【0022】

接続部3およびフック4も、錘部2と同様に、鉛以外の金属で構成されており、水中に残留することになっても環境への負荷ができるだけ少なくなるようにしている。

## 【0023】

図2はエギの構成を分解して示す図であり、図3はエギ本体1の正面図である。なお、図3では、エギ本体1と錘部2のみを示している。

20

## 【0024】

図2に示すように、エギ本体1は、縦方向の左右に分割されたエギ本体パーツ11と、エギ本体パーツ12とで構成されている。左右に分割されたエギ本体パーツ11とエギ本体パーツ12との間に、接続部3およびフック4を挟み、エギ本体パーツ11とエギ本体パーツ12とを接着剤や超音波により溶着することでエギ本体1は形成される。なお、エギ本体1の内部は、エギに浮力を与えるため大部分が空洞となっている。

## 【0025】

このとき、エギ本体1の下部には、錘部2を取り付けるための凹部である錘収納部13が形成されており、この錘収納部13に錘部2が固定されるようになっている。具体的には、錘収納部13に錘部2を嵌め入れて接着剤とステンレス等の金属製のピンで固定するように構成されている。

30

## 【0026】

このようにして、錘部2はエギ本体1に一体的に取り付けられる。

## 【0027】

なお、ここでは、エギ本体1の先端近くの下部から錘部2が露出する構成のエギを示しているが、エギ本体1に錘部2が内包される構成としてもよい。

## 【0028】

このように、本実施形態のエギによれば、生分解性樹脂で形成されるエギ本体と、鉛以外の金属で形成される錘部とで構成されているので、仕掛けの糸切れ等でエギが水中に残留することになっても、エギ本体は生分解され、錘部は有害性が低く環境汚染を招くおそれが少ないので、環境負荷の少ないエギを実現することができる。

40

## 【0029】

続いて、本考案の第2実施形態としてプラグを例に挙げて説明する。

## 【0030】

図4は第2実施形態のプラグを示す斜視図である。

## 【0031】

本実施形態のプラグは、釣り用の擬似餌の一種であり、生分解性樹脂で形成されるプラグ本体5と、プラグ本体5に一体的に取り付けられた錘部6と、接続部8と、フック7とを備えている。

## 【0032】

50

プラグ本体 5 は、プラグの本体部分を構成し、上記第 1 実施形態のエギ本体 1 と同様に生分解性樹脂で形成されている。

【0033】

錘部 6 は、プラグ本体 5 を水中に沈ませるための錘部で、上記実施形態の錘部 2 と同様に環境負荷の少ない金属で形成されている。

【0034】

プラグ本体 5 の先端には、上記第 1 実施形態の接続部 3 と同様の接続部 8 も形成されており、プラグ本体 5 の下方と後端には、釣り針部分となるフック 7 がそれぞれ取り付けられている。上記第 1 実施形態の場合と同様に、接続部 8 およびフック 7 も、錘部 6 と同様に、鉛以外の金属で構成されており、水中に残留することになっても環境への負荷をなるべく少なくするように配慮されている。

10

【0035】

また、プラグ本体 5 も、集魚効果を高める等の観点から顔料で色付けされることがあるので、上記第 1 実施形態のエギと同様に、プラグ本体 5 の色付けに用いる顔料としては生分解性顔料を用いるのが好ましい。

【0036】

上記第 1 実施形態と同様に、錘部 6 も、プラグ本体 5 に一体的に取り付けられて構成されている。

【0037】

図 5 はプラグの構成を分解して示す図であり、図 6 はプラグ本体内部の一例を示す図である。ここに示すのは、錘部 6 がプラグ本体 5 内に固定的に取り付けられている例である。

20

【0038】

図 5 に示すように、プラグ本体 5 は、縦方向の左右に分割されたプラグ本体パーツ 1 4 と、プラグ本体パーツ 1 5 とで構成されている。左右に分割されたプラグ本体パーツ 1 4 とプラグ本体パーツ 1 5 との間に、接続部 8 およびフック 7 を挟み、プラグ本体パーツ 1 4 とプラグ本体パーツ 1 5 とを接着剤や超音波により溶着することでプラグ本体 5 は製造される。

【0039】

このとき、プラグ本体 5 内で錘部 6 を収納するための空洞である錘収納部 9 に錘部 6 を入れておき、接続部 8 およびフック 7 と同様に、分割されたプラグ本体パーツ 1 4 とプラグ本体パーツ 1 5 との間に挟んで溶着することで、錘収納部 9 に錘部 6 が固定されるようになっている。

30

【0040】

このようにして、錘部 6 はプラグ本体 5 に固定的に取り付けられており、プラグ本体 5 内の錘収納部 9 に固定されている。なお、プラグ本体 5 の内部も、上記エギの場合と同様に、プラグに浮力を与えるため大部分が空洞となっている。どの程度を空洞とするかは、プラグに付与する動きやターゲットとなる対象魚の層や錘の重量などに応じて適宜設定される。例えば、フローティングルアーであれば、重力よりも浮力が強い状態となるので空洞を多くする傾向にあり、シンキングルアーであれば、浮力よりも重力が強い状態となるので空洞を少なくしたり錘を重くしたりすることになる。なお、サスペンドルアーは浮力と重力とが均衡した状態といえる。

40

【0041】

図 7 は、プラグ本体内部の別の一例を示す図である。ここに示すのは、錘部 6 がプラグ本体 5 内で遊動可能に取り付けられている例である。

【0042】

図 7 に示すように、錘部 6 はプラグ本体 5 内の錘収納部 1 0 を遊動可能に取り付けられている。錘収納部 1 0 は、プラグ本体 5 内部の空洞部分の一つであり、空洞である錘収納部 1 0 内を錘部 6 が遊動することで、水中におけるプラグのアクションにバリエーションを付与することができる。なお、プラグ本体 5 内で錘部 6 を遊動可能に取り付ける場合も

50

、錘部 6 が遊動する空間を有する空洞である錘収納部 10 に錘部 6 を入れておき、分割されたプラグ本体パーツ 14 とプラグ本体パーツ 15 とを溶着することでプラグ本体 5 は形成される。

【0043】

このように、第 2 実施形態のプラグによれば、生分解性樹脂で形成されるプラグ本体と、鉛以外の金属で形成される錘部とで構成されているので、水中に残留しても、プラグ本体は生分解され、錘部の有害性は低く環境を汚染する危険性も少ないので、環境負荷の少ないプラグが実現可能となる。

【0044】

なお、ここでは、プラグ本体 5 に錘部 6 が内包される構成を示したが、プラグ本体 5 から錘部 6 が露出する構成であってもよい。例えば、使用態様として海底や河底に着底させずに引くという態様が多いプラグであれば、錘部 6 が露出する構成とするよりも内包する構成の方が好ましい。使用態様として海底や河底に着底させる等してイレギュラーな動きをさせる態様が多いプラグであれば、錘部 6 が露出する構成としてもよい。

10

【0045】

一方、エギの使用態様は海底や河底に着底させる態様であることからすれば、上記第 1 実施形態で示した錘部 2 が露出する構成とする方が好ましい。というのは、露出した錘部が着底したとき、生分解性樹脂製の本体部よりも金属製の錘部の方が海底や河底の状況を感じやすい。そのため、海底や河底の状況を感じる使用態様であれば本体部から錘部の一部を露出させる構成とする方が、釣果の点で好ましいからである。また、エギの使用態様は水中にゆっくりと沈ませるものであり、内部を空洞として浮力を与えつつ錘部の重力で沈ませていくうえで、本体部から錘部の一部を露出させる構成の方が浮力と重力のバランスを図ることができて好ましいともいえる。

20

【0046】

したがって、擬似餌の使用態様などに応じて、錘部を本体部に内包する構成とするか、錘部を本体部から露出する構成とするかを適宜設定すればよいといえる。

【0047】

また、錘部を本体部に内包する構成とする場合も、錘部を本体部の内部で固定的に保持する構成とするか、錘部を本体部の内部で非固定的に保持する、すなわち、遊動可能な状態で保持する構成とするかについても、擬似餌の使用態様などに応じて、適宜設定すればよいといえる。そして、錘部を本体部の内部で遊動可能な状態で保持する構成を許容することから、「錘部が本体部に一体的に取り付けられている」というのは、必ずしも錘部が本体部に固定的に取り付けられていることのみを意味するものではなく、非固定的に取り付けられている場合も含むものであるといえることができる。

30

【0048】

以上、本考案に係る擬似餌について、各実施の形態に基づいて説明したが本考案はこれに限定されるものではなく、本考案の目的を達成でき、かつ考案の要旨を逸脱しない範囲内で種々設計変更が可能であり、それらも全て本考案の範囲内に包含されるものである。

【0049】

例えば、上記実施形態では、エギやプラグを例に上げて説明したが、錘付きの擬似餌であれば、テナヤ等の他の擬似餌であってもよい。

40

【産業上の利用可能性】

【0050】

本考案は、釣り用の擬似餌等に適用可能である。

【符号の説明】

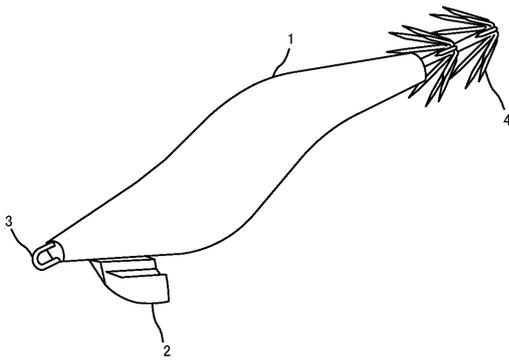
【0051】

- 1 エギ本体
- 2, 6 錘部
- 3, 8 接続部
- 4, 7 フック

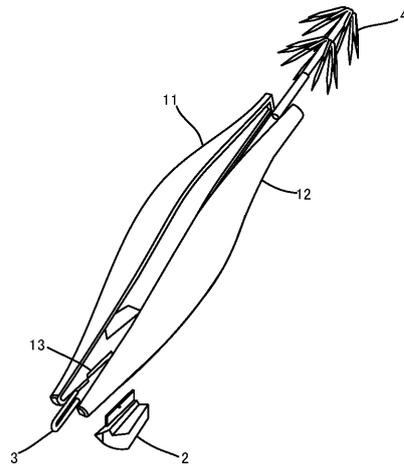
50

- 5 プラグ本体
- 9, 10, 13 錘収納部
- 11, 12 エギ本体パーツ
- 14, 15 プラグ本体分割パーツ

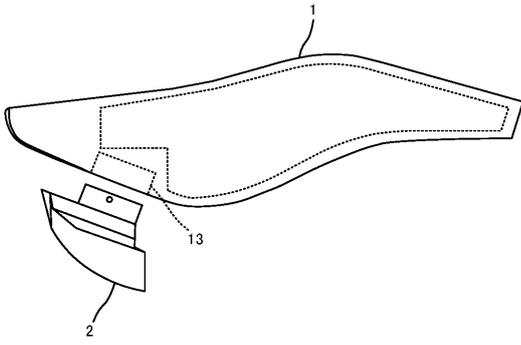
【図1】



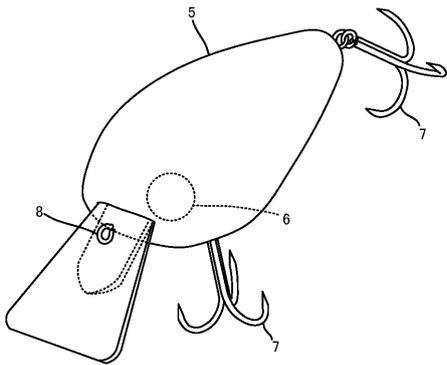
【図2】



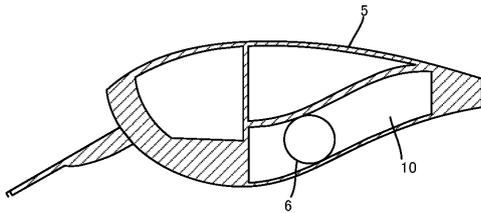
【 図 3 】



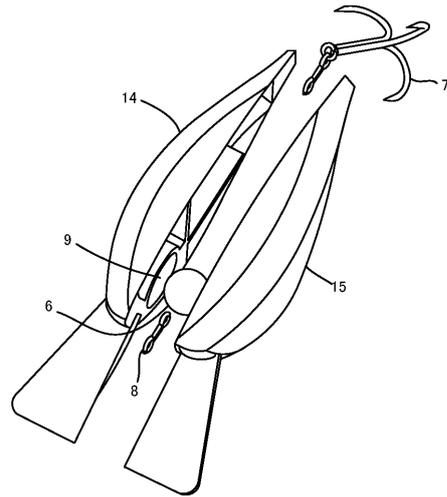
【 図 4 】



【 図 7 】



【 図 5 】



【 図 6 】

